

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規講習」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）及び法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和7年2月18日

大分県公安委員会委員長 平川 加奈江

1 警備業務の区分、講習種別、講習期間、講習場所及び定員

（1）警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

（2）警備業務の区分、講習種別、講習期間

警備業務の区分	講習種別	講習期間
1号警備業務	新規講習	令和7年5月12日（月）から同年5月22日（木）まで
	追加取得講習	令和7年5月16日（金）から同年5月22日（木）まで
4号警備業務	新規講習	令和7年6月3日（火）から同年6月10日（火）まで
	追加取得講習	令和7年6月9日（月）から同年6月10日（火）まで
2号警備業務	新規講習	令和7年7月15日（火）から同年7月24日（木）まで
	追加取得講習	令和7年7月22日（火）から同年7月24日（木）まで
3号警備業務	新規講習	令和7年10月1日（水）から同年10月8日（水）まで
	追加取得講習	令和7年10月6日（月）から同年10月8日（水）まで
1号警備業務	機械警備業務 管理者講習	令和7年11月11日（火）から同年11月14日（金）まで

※ 各講習とも、土、日曜日及び祝日を除く。

※ 1号警備業務新規講習及び追加取得講習について、講習期間中の5月21日（水）は、会場の都合上、講習を実施しない。

※ 2号警備業務新規講習及び追加取得講習について、講習期間中の7月17日（木）は、会場の都合上、講習を実施しない。

2 講習場所

大分市大字下宗方1035番地1 大分職業訓練センター

3 定員

(1) 新規講習

ア 1号警備業務及び2号警備業務 20名

イ 3号警備業務及び4号警備業務 15名

(2) 追加取得講習

ア 1号警備業務及び2号警備業務 10名

イ 3号警備業務及び4号警備業務 5名

(3) 機械警備業務管理者講習 10名

4 受講対象者

(1) 新規講習

ア 最近5年間に受講を希望する警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20条。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講を希望する警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講を希望する警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講を希望する警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講を希望する警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講を希望する警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けているものであって、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に受講を希望する警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級検定に係る合格証明書（受講を希望する警備業務

- の区分に係るものに限る。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級検定に係る合格証明書(受講を希望する警備業務の区分に係るものに限る。)の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する旧1級検定(受講を希望する警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する旧2級検定(受講を希望する警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (3) 機械警備業務管理者講習
本講習の受講を希望する者

5 受講申込手続等

警備業務の区分	講習種別	受付期間	手数料
1号警備業務	新規講習	令和7年4月2日(水)から同年4月10日(木)まで	47,000円
	追加取得講習		23,000円
4号警備業務	新規講習	令和7年4月21日(月)から同年4月30日(水)まで	34,000円
	追加取得講習		10,000円
2号警備業務	新規講習	令和7年6月5日(木)から同年6月13日(金)まで	38,000円
	追加取得講習		14,000円
3号警備業務	新規講習	令和7年9月1日(月)から同年9月9日(火)まで	38,000円
	追加取得講習		14,000円
1号警備業務	機械警備業務 管理者講習	令和7年10月2日(木)から同年10月10日(金)まで	39,000円

- (1) 受付時間
各警備業務の区分とも受付期間中の午前9時15分から午後4時00分まで
(土、日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 受付場所
大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館9階
大分県警察本部生活安全企画課
- (3) 受付期間中であっても定員に達した場合は、申込みを打ち切る。
申込書類は、受講申込者本人が持参すること。郵送や代理人による申込みは認めない。
- (4) 手数料の納付方法については、大分県使用料及び手数料条例及び大分県収入証紙取扱規則に定める方法（大分県納付センターで行うキャッシュレス決済又は大分県収入証紙）とする。

なお、納付した手数料は返還しない。

6 提出書類

(1) 共通

警備員指導教育責任者講習・機械警備業務管理者講習受講申込書（「講習規則別記様式第1号」、6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規講習

a 前記4(1)アに該当する者

受講を希望する警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

b 前記4(1)イに該当する者

受講を希望する警備業務の区分に係る1級検定の合格証明書の写し 1通

c 前記4(1)ウに該当する者

受講を希望する警備業務の区分に係る2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上受講を希望する警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書 1通

d 前記4(1)エに該当する者

受講を希望する警備業務の区分に係る旧1級検定の合格証の写し 1通

e 前記4(1)オに該当する者

受講を希望する警備業務の区分に係る旧2級検定の合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書 1通

イ 追加取得講習

現に取得している資格者証の写し又は講習修了証明書の写しのほか

a 前記4(2)アに該当する者

受講を希望する区分の警備業務に従事していたことを疎明する警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

b 前記4(2)イに該当する者

受講を希望する警備業務の区分に係る1級検定の合格証明書の写し 1通

c 前記4(2)ウに該当する者

受講を希望する警備業務の区分に係る2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書 1通

- d 前記4(2)エに該当する者
受講を希望する警備業務の区分に係る旧1級検定の合格証の写し 1通
- e 前記4(2)オに該当する者
受講を希望する区分の警備業務に係る旧2級検定の合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書 1通
- ウ 機械警備業務管理者講習
疎明する書面は不要

7 講習に対する問い合わせ先

大分県警察本部生活安全企画課 (097-536-2131内線3024)